

朝霞市条例第5号

朝霞市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市個人番号の利用に関する条例（平成27年朝霞市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第1」を「法別表」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第1に次のように加える。

7 市長	朝霞市子ども医療費支給に関する条例（平成4年朝霞市条例第16号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
------	---

別表第2に次のように加える。

7 市長	朝霞市子ども医療費支給に関する条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報、国民健康保険関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報であって規則で定めるもの
------	--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。